

公益財団法人食生活研究会

2023年度（2023年秋留学開始分）海外留学奨学生 募集要項

【当財団について】

（沿革）

昭和16年7月、日清製粉株式会社の創始者正田貞一郎は、会社の拠出金100万円を基金として財団法人農産化学研究会を設立した。設立時の理事長には正田貞一郎が就任した。戦後の食生活の実態が戦前とは著しく変容することとなったことに顧み、財団では、昭和28年、主事業目的を「食糧の構成と食生活に関する科学的調査研究」と変更、財団名も「財団法人食生活研究会」と改称した。改称時の理事長は渋沢敬三元大蔵大臣（昭28～39）、続いて山際正道元日銀総裁（昭40～49）、正田英三郎元日清製粉㈱名誉会長相談役（昭50～平3）、藤巻正生東京大学名誉教授（平4～24）が歴任し、現在は正田修㈱日清製粉グループ本社名誉会長相談役（平24～）がその任にある。平成25年4月に公益法人制度改革による公益認定を受け、名称を「公益財団法人食生活研究会」に変更した。また、これを機に公益目的事業としてこれまでの研究助成事業、講演会開催事業に加え、新たに海外からの留学生支援事業を開始している。

（目的及び事業）

第3条 この法人は、健康で豊かな食生活の向上に貢献するとの理念のもとに、食料、食生活及び食文化に関する調査研究、交流、研究者及び研究機関への支援等を通じて社会公共の利益に寄与することを目的とする。

- （1）食料、食生活及び食文化に関する研究者又は研究機関への助成
- （2）講演会等の開催
- （3）食料、食生活及び食文化に関する調査研究並びに交流
- （4）交流に関しての海外からの留学生に対する支援
- （5）交流に関しての我が国から海外への留学生に対する支援
- （6）食料、食生活及び食文化に関する研究への顕彰
- （7）機関誌、パンフレット等の刊行
- （8）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

＜基本財産＞14億7,655万円（2022年3月末現在）

（事業の実績）

1. 研究助成事業（2017年度～2021年度）

2017年 「小麦たんぱく質のアレルギーマニフェスタを誘引する特殊な分子構造の解明」等、14件1,350万円

2018年 「糖質制限の考古学—日本においていかに始まり、広がったのか」等、16件1,550万円

2019 年「腸内細菌と協力して動脈硬化を減らす脂質をつくる」等、15 件 1,400 万円
2020 年「水溶性ビタミン、ナイアシンによる体内時計の調節機構の解明」等、17 件 1,600 万円
2021 年「自然免疫記憶を誘導する穀物成分の探索とその機構解析」等、16 件 1,400 万円

2. 海外からの留学生支援事業

2013 年度に事業を開始して以来、2022 年度までの 10 年間で、15 か国からの留学生延べ 39 名に奨学金計 3,900 万円を支給している。

3. 講演会開催事業

「食と健康」講演会を以下の通り開催した。

第 27 回 2019 年 9 月 10 日（火）

「ほんとうの『食の安全』を考える」

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長 畝山智香子

「メイラード反応 おいしさ、品質、安全性」

お茶の水女子大学基幹研究院教授 村田 容常

第 28 回 2020 年 9 月 2 日（水）

「食べ物を通じて人間に危害を加える微生物たちの素顔」

東京海洋大学学術研究院教授 木村 凡

第 29 回 2021 年 9 月 8 日（水）

「腸における共生と食による免疫機能の発達」

十文字学園女子大学人間生活学部食品開発学科 教授、

日本大学医学部病態病理学系微生物分野 教授 辻 典子

第 30 回 2022 年 9 月 6 日（火）

「健康寿命の延伸を目指した骨の健康を守る食生活」

東京農業大学 副学長、教授 上原 万里子 氏

【奨学金支給対象者募集について】

1. 募集対象者及び募集人数

新たに海外に留学する者 1 名

2. 奨学金金額
滞在費、渡航費等に充当するものとして年額は 15,000 米ドル程度。
3. 支給期間
支給期間は、最長 2 年間とする。
4. 支給方法
渡航時から 4 か月おきに支給する。なお、振込に関して希望等があれば財団にお問い合わせください。
5. 国籍
日本国籍を有すること。
6. 健康について
心身ともに健康であり、海外留学生活に耐え、将来、社会での活躍に十分耐えうる者
7. 留学先について
北米、ヨーロッパ等
8. 併給について
他の奨学金との重複受給は可能
9. 留学先における学位の取得と専攻
留学により、海外の大学で修士の学位の取得を目指す者であること。専攻分野は問わない。
10. 年齢
原則として申請時 27 歳以下

【出願手続き及び選考】

11. 出願の手続き
以下の書類を整え、提出すること
 - (1) 申請書
 - (2) 履歴書（書式自由）
 - (3) 大学指導教官の推薦書
 - (4) 大学の成績証明書
 - (5) 語学力を証明する書類（写し可）（言語の聴解力、口頭表現力、読解力、及び作文力を有すること）

- (6) 研究(留学)計画書(書式自由)
- (7) 留学希望先とコンタクトをとっている場合はそれがわかるもの(メール等)
- (8) 健康診断書(原則1年以内)
- (9) 住民票(3か月以内。本人のみでも可)
決定後に提出

1 2. 選考基準

選考では、以下の点を総合的に考慮して適性を判断する。学業成績や語学能力だけを重視した選考とはしない。

- (1) 留学の目的や内容が適切であるか、留学希望大学、研究機関等に関する知識を持っているか。
- (2) 専門分野に関する知識、専門性があるか。
- (3) 留学先で使用する言語の聴解力、口頭表現力、読解力、及び作文力を有しており、留学の意思が強いこと。英語圏に留学する場合、TOEIC 500点以上が望ましい。
- (4) 留学計画の内容は適切であるか。

1 3. 支給対象者選考方法

提出された願書に基づいて、次の順序で奨学生を選考する。

- (1) 選考委員会による書類審査
- (2) 書類審査を通過した者に対して面接
- (3) 理事会による最終決定

1 4. 募集から採用通知までの流れ(23年度秋渡航留学生) 4月末までに書類提出

1 5. 留学先大学の合格証明書・受入証明書 決定後に提出

【奨学生の義務】

1 6. 報告義務

- (1) 学業成績
年度ごとに大学発行の成績により報告する。
- (2) 終了時に留学時の生活状況等を報告
- (3) 次の事項については遅滞なく報告すること

- ① 休学・復学・転学等の場合（大学の証明を要する）
- ② 本人の身分（婚姻等）、住所等の変更があった場合

（４）奨学金の受領

奨学金の給付を受けたときは、その都度本人の自筆署名にて財団あてに PDF 等にてメールにて送付すること

17. 行事参加の義務

一時帰国、また卒業後には財団の行事に可能な限り参加すること。

【留学後の進路について】

18. 当奨学金は、支給対象者の留学終了後の進路につき、何ら拘束しない。

◆本件に関する問い合わせ先

公益財団法人食生活研究会

113-0031 東京都文京区根津 1 丁目 4 番 6 号 SBビル 5 階

電話 03-5834-7851 Fax03-5834-7852

申請書

ふりがな	大学	写真
名前	学部	
	学科	
男 女 (○で囲む)	専攻	
生年月日 年 月 日		
ふりがな		
現住所 (〒 -) 携帯 () 電話		
ふりがな		
家族住所 (〒 -) 携帯 () 電話		
学歴・職歴等 (高等学校入学以降)		
	年 月 入学 ～	年 月卒業
	年 月 入学 ～	年 月卒業
	年 月 入学 ～	年 月卒業
	年 月 入学 ～	年 月卒業
(留学の目的及び内容) (語学力) (留学希望先 大学等・国・専攻・研究テーマを記載) (将来の希望等について)		

留学計画（書式自由）

留学の目的、内容を記述してください。